第 4 回 南 庄 内 合 併 協 議 会議会議会議員定数等検討小委員会会議 録

期日: 平成17年6月3日(金)

会場:鶴岡市役所

第4回南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

日 時 平成17年6月3日(金)午前10時00分~

会 場 鶴岡市議会 特別委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協 議
- (1) 議会運営関連の検討事項について
- (2) その他
- 4 閉 会

出席委員

役職名	区分	氏	名	役聯	能名	区分	氏	名
委員長	鶴岡市議会議長	榎本	政規	委	員	櫛引町議会議長	菅原	元
副委員長	藤島町議会議長	齋藤	久	委	員	櫛引町議会議員	安野	良明
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤	助夫	委	員	朝日村議会議長	進藤	篤
委 員	鶴岡市議会議員	本城	昭一	委	員	朝日村議会議員	井上	時夫
委 員	藤島町議会議員	押井	喜一	委	員	温海町議会議長	佐藤甚	基一郎
委 員	羽黒町議会議長	山口	猛	委	員	温海町議会議員	本間	義弥
委 員	羽黒町議会議員	冨樫	栄一					

欠席委員 なし

出席専門部会員

役	職名	氏	名	役	職	名	氏	名
	副部会長	板垣	隆一		部会員		渋谷	俊美
総務部会	議会・監査分科会長		朗	総務部会	部会員		難波	寛
総物品云	部会員	・橋	忠美		部会員		本間	節子
	部会員	榎本	光男					

出席事務局職員

役 職 名	氏	名	役 職 名	氏	名
事務局次長	佐藤	智志	総務主査	吉住	光正
参事	石澤	義久	調査計画主査	渡部	洋一
総務課長	石塚 氵	台人	調査計画主査	鈴木金右ェ門	
調査計画主幹	斎藤 3	雅文	調査計画主査	本間	光夫
総務課長代理	永壽	详司	調査計画係長	柳生	晃
総務主査	今野 朋	勝吉	主事	伊藤	弘治

1 開 会(午前10時00分)

〇石塚治人事務局総務課長 それでは、定刻でございますので、ただ今から第4回の議会議員定数等検討小委員会を開会させていただきます。

2 委員長あいさつ

- **〇石塚治人事務局総務課長** 初めに、委員長にごあいさつをお願いいたします。
- ○榎本政規委員長 おはようございます。

南庄内合併協議会の第4回の議会議員定数等検討小委員会を開会させていただきます。

先般新鶴岡市の議会運営について皆さんからご協議をいただいて、各市町村議会に 持ち帰りをいただいて、きょう再びお集まりをいただきました。議会運営につきまし ては、10月の市議会議員選挙後に新たに選出された皆さんで最終決定をするわけで すが、10月の選挙後の臨時議会においてすべてを決定しなければならないという非 常に多くの課題を残しておるものですから、皆さんご承知のとおり事前に議会分科会、 あるいはこの検討小委員会において、その条例なり、あるいは規則、申し合わせで決 めることを原案として新しい議会に申し送りをしようという観点で、この検討小委員 会を開催させていただいております。本来の議員定数等検討小委員会は、議員定数及 びその任期について決定するところでありますが、合併協議会のほうに申し入れをし まして、議会運営につきまして事前に協議をさせていただきたいという了承の下に進 めさせていただいております。本日は、各市町村議会で鋭意検討されたことを報告い ただきながら、新市の議会運営について一定の見解をまとめていきたいなと思ってお りますので、委員の皆さんからは忌憚のないご意見をいただければと思います。それ では、おおむね1時間程度と会議時間を想定しておりますので、ひとつよろしくお願 いを申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたしま す。

○石塚治人事務局総務課長 どうもありがとうございました。

それでは、資料を配付させていただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(資料配付)

○石塚治人事務局総務課長 それでは、協議に進ませていただきます。

議長のほうを委員長にお願いいたします。

- 3 協 議
- (1)議会運営関連の検討事項について
- ○榎本政規委員長 それでは、協議に入ります。
 - (1)、議会運営関連の検討事項についてを議題とします。

前回4月の28日に本小委員会において事務局から説明のありました事務事業調整

項目、議場設備及び議会中継等、合併移行経費に係る準備及び合併に係る例規原案作成について、まず各市町村議会でその後ご検討いただいておりますので、報告をいただきたいと思います。

それでは、鶴岡市議会からお願いをいたします。斎藤委員。

○斎藤助夫委員 おはようございます。それでは、鶴岡市議会の検討結果につきまして ご報告いたします。

鶴岡市議会では、前回の小委員会の協議を踏まえまして、5月10日に代表者会議を開催し、事務事業調整項目のうち、特に重要な7項目を中心に協議を行い、昨日6月2日までに各会派等に持ち帰って検討することとしました。昨日2日の代表者会議において、それぞれの項目の検討結果について協議を行いましたので、ご報告いたします。

まず、002の常任委員会の設置についてでございますが、これは原案どおり4常任委員会で1日1委員会開催とし、説明員入れ替え制で了解と。なお、所管事項については、一部見直しを行うことで一致しました。

次に、006の会派及び政党構成についても、基本的には原案どおりとし、所属議員3人以上を会派とすることで確認しました。なお、具体的な会派の規定等については、合併に合わせて申し合わせ事項を整備し、明文化することで一致しました。

次に、007の総括質問については、現行のとおりとし、原則として3人以上の会派に認めるものとし、持ち時間等の詳細事項については改選後に検討されるものとして一致しました。

次に、008の一般質問については、原案のとおりとし、3日間で行うこととします。会議時間については、現在の午前10時から午後4時までを午後5時までとし、1時間延長するということで一致を見ました。

次に、014の議員報酬と016の政務調査費については、6市町村長が定めるとしているわけでありますが、議員としての率直な意見を述べる必要があるということから、今後合併協議会の運営小委員会の場で、委員であります鶴岡の榎本議長と温海の佐藤議長から、全国の類似都市の状況等を総合的に勘案して、議員側の意見を述べていただくことにいたしました。

最後に、024の慶弔費関係でありますが、基本的には原案どおりで了解されましたが、元議員の死亡弔慰の規定にある花輪については、財政面等を考慮し、廃止すべきではないかという意見で集約されましたので、なお本日この場でもご協議いただければと思います。

以上、鶴岡市の結果でございます。

- ○榎本政規委員長 次に、藤島町さん、押井委員。
- ○押井喜一委員 5月10日の日に特別委員会を開催しましたけれども、このときはいるいろ今までの合併協議会でのいろんな課題についての協議が中心でありました。また、議会に関しての資料もそのとき手渡したというようなことで、具体的な中身についての意見は多くありませんでした。ただ、総括的に会派中心の議会運営でいいのか

と、それから各常任委員会の所管するところ、鶴岡市のとおりでいいのかというふうな意見は出ましたけれども、特別委員会として方向性を見出したというものでもありません。これからいろいる具体的なご意見を伺う特別委員会を開催しながら、きょうの小委員会を基にした議論を重ねてまいりたいというところであります。そういった程度でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○榎本政規委員長 別段今現在は、7項目について藤島町議会特別委員会としては申し入れる、あるいは検討していただく事項はないということでよろしいですね。逆に言えば、今後合併特別委員会で検討していきたいと。
- ○押井喜一委員 これから議論しなければというふうな段階です。
- ○榎本政規委員長 それでは、次に羽黒町さん、冨樫委員さん。
- ○冨樫栄一委員 おはようございます。

羽黒町では、5月18日に合併調査特別委員会が開催されまして、今回の協議事項の議会運営関連の検討事項7項目、それと町名、字名について協議同時にされました。 結果といたしまして、今回の議会運営関連の検討事項につきましては、特段の意見はありませんでしたので、その旨を報告させていただきます。

以上でございます。

○榎本政規委員長 議会運営 7 項目については、特段の意見が出なかったということであります。

続いて、櫛引町さん、安野委員さん。

〇安野良明委員 櫛引町です。おはようございます。

櫛引町でも5月の10日の日に特別委員会を開催し、羽黒町さん、藤島町さんと同様に検討いたしましたけれども、全体的な議論を優先したために、特別議会関連のこの7項目について重点的に話し合ったという経緯はございません。その際にこの資料も配付したわけですけれども、今羽黒町さん、藤島町さんにあったように、特段大きな意見はございませんでした。

以上です。

○榎本政規委員長 ありがとうございました。

次に、朝日村さん、井上委員。

〇井上時夫委員 おはようございます。

朝日村では、5月の16日午前中に特別委員会を開きまして、この前示された項目、特に7項目について、一つ一つ審査しましたが、二、三意見はありましたけれども、反対の意見は出なかったようですし、これでおおむね了承ということで取りつけてまいりました。

以上です。

○榎本政規委員長 意見はあったが、特別報告する事項まではいかなかったということです。ありがとうございます。

次に、温海町さん、本間委員さん。

○本間義弥委員 おはようございます。

温海のほうでも 5 月 1 8 日の日に特別委員会を開催いたしまして、特に重要な部門の 7 項目について検討いたしました。その前にこちらのほうから議会運営関連の資料を送付していただきまして、ありがとうございました。おかげさまで特別委員会でもそれぞれ原案に理解をいただきましたけれども、会派及び政党構成の中には、 4 年間の移行期間の間は少人数会派を認めてもよいのではないかというようなことで、そういう意見も出されました。それから、慶弔関係でありますけれども、特に公費による慶弔関係については、慎重な調整対応を望むというような意見も出されましたけれども、特別にこれこれをこのようにしたらいいのではないかというような、そういう具体的な意見は出されなかったようでありまして、おおむね原案に了解をされたというふうに私なりに考えているところであります。

以上であります。

○榎本政規委員長 確認いたします。少人数会派も移行期の4年間は認めるべきだというような意見と、あるいは慶弔関係、経費の節減から検討すべきという意見であったようであります。

それでは、ただ今各構成市町村から報告をいただきましたので、報告をいただいたことに対して皆さんから質問等ありましたら、相互意見交換をしながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

鶴岡市議会のほうでも温海町さんと同じで、慶弔関係のとりわけ花輪については、合併しますと0B議員が250人もいるということで、議員やめられてから数十年時間経過している方々に新しい鶴岡市議会という花輪があったとしてもいかがなものかというようなことで、花輪は取りやめたらどうかというような意見もあったことは事実であります。その辺についても皆さんからご意見をいただければというふうに思います。

もう一つ私のほうからあれなんですけれども、藤島町さんはきょうの検討小委員会 の結果を再度持ち帰って特別委員会で検討したいということになるのでしょうか。 押井委員さん。

○押井喜一委員 そういうことでまだ議論の前段の段階というふうなことです。説明を受けて多少の意見はあったわけですが、具体的に鶴岡市議会と町の議会の違いというか、具体的な部分が理解できていない部分あると思います、私もそうですけれども。例えば会派制とかといっても、かなり歴史を踏まえてそういうことになってきたわけですけれども、どうも我々藤島の場合考えても、保守系が圧倒的に多くてあと二、三人の共産党というふうな会派の構成になっているわけです。そのような状況もあるも

のですから、なかなか全体的なものが思い描けないというか、そういう部分があるんだと思います。そういったことと、例えば常任委員会の所管するところにしても、藤島では文教厚生というのが一つの区切りになって、産業建設も一つの区切りというふうなことで、そういった構成の違いもあるものですから、その部分もむしろ今合併というふうなことで新たに議会としても、今もう一遍考えてもいいところではないかというふうな意見もありました。私もそう思います。鶴岡市の議会にそのまま倣うということも当然中にはあるのでしょうけれども、合併を機に議会運営、そういったものも見直すことがあってもいいのではないかというふうな意見もあったということであります。

○榎本政規委員長 なお、鶴岡市の斎藤委員のほうからもありましたが、鶴岡市のほうでも常任委員会については、所管事項についてはもう少し現状に合ったような形で合併を機に検討したらどうかという、それから実は皆さんから委員会室見ていただいてご存じのとおり、合併しますと各町村のほうからも説明員といいますか、幹部職員が来るとなると手狭なところがあるものですから、1日1委員会ということにしたんです。そういう関係もあって、説明員の問題もあって、所管事項の一部見直しについて鶴岡市議会も検討しているところであります。これは、私のほうの斎藤委員からも報告あったとおりであります。

押井委員。

- **〇押井喜一委員** 議会の中継システムに関しての意見では、藤島の場合、非常に進んで やっているわけですけれども、そういったシステムも移行して導入したらいいのでは ないかという意見もありましたので、つけ加えておきます。
- **○榎本政規委員長** インターネット中継については、あるいはケーブルテレビ中継については、先のこの委員会でも話になりました。今検討している事項について説明をしていただけますか。議会・監査分科会長。
- 〇山口 朗議会・監査分科会長 それでは、ただ今のお話ですが、実は前回資料提出ということで政務調査費と合わせて合併後の議会中継ということで資料をお配りいたしました。そこでお示ししておりますとおり、基本的な考え方は、合併6市町村の中継は当面現状の鶴岡市の中継状況を維持すると、これが原則であります。あと本庁に中継ユニットを設置して、カメラを更新する予定でおりますが、その映像、それから音声を光ファイバー、これは8月に整備されるということですが、それを通して各町村のほうに配信をすると。藤島さん今お話ありました、それから温海、櫛引につきましては、これまでの従来の機械があるわけです。藤島さんと温海さんはインターネット、櫛引さんはケーブルテレビということでありますが、それら既存の機器によって従来どおりの議会中継を可能にするということであります。なお、インターネットに関しましては、当然藤島、温海だけじゃなくて今度全市対象になるということになるわけであります。また、羽黒、朝日につきましては、これまでなかったわけでありますが、新たに配信をされるということになるわけであります。

簡単ですが、以上であります。

○榎本政規委員長 ほかにご質問等、あるいはご意見等ございませんでしょうか。

今各構成市町村議会のほうから報告いただいて、鶴岡市議会からは7項目について いろいろ意見をいただきました。また、藤島町議会さんはもう少し中身の検討をした いというようなことで、あと羽黒町さん、櫛引町さん、朝日村さんについては、提案 に対して特段の意見はないと。温海町さんについては、慶弔関係と少人数会派もとい うふうな意見がございました。先ほども申し上げましたが、この場ですべてを決定し て、新しい議会の議会運営がこの場で決まるというものでは全くないと。これは、私 どもの代表者会議でも申し上げているんですけれども、原案を申し送って、先ほども 言いましたが、10月に選挙になれば11月の冒頭で臨時議会と。臨時議会で条例、 規則、あるいは申し合わせ等を短期間で新しい議員ですべてを決定していくというの は非常に難しい、時間的なものも含めて、そういう関係からある一定の原案を申し送 りするということで、最終決定はすべて新しい議会で決定するということであります ので、その辺皆さんからご承知いただきたい。少人数会派については、その時点でな お再確認をするというふうな形になるのだろうと思います。私から申し上げるとあれ なんですが、私どもの3人以上の会派というのは、地方自治法の12分の1条項の議 員提案権のある会派ということ、これ定数特例で38なんで本来は4人以上になるん ですけれども、法令定数の34からいきますと12分の1条項を適用しますと3人で いいということで、それが交渉団体としての正式会派という認識の下に3人会派とい うことになっていますので、その辺からももし各町村議会でその話が検討されるとき には、会派とはそういうことなんだということで説明を願えればなと思います。 本城委員。

- ○本城昭一委員 各町村の方々の検討経過をお聞きいたしたわけでありますが、その中に会派の問題について触れられたところもあったわけです。私は、議員になった当時から、会派というのは当たり前だという認識があるもんですから、そういう意味で会派制でない町村もあるというふうにお聞きをしています。ただ、38人で議会を構成するときに会派制でなくていいのかという疑問は、単に慣れてきたということではなくて、各常任委員会の内容も各会派から常任委員会に入っている人が会派にお知らせをする。全員が一つの常任委員会でまとまるということはありませんので、そういう情報の伝達提供の問題も含めて、そして意思決定をしていく議論も含めて、会派というのは非常に重要な議会運営の体制だなと、こう思ってきたものですから、新しい議会で会派についてそれぞれが違う感覚で臨むというのは、非常に問題があるのではないかなということで、その問題については各町村議会で会派制とは何ぞやと、その必要性はどうなのかと、プラスマイナスはどうなのかということをやっぱり大いに議論してから、会派制ということについての結論を出していくべきではないかと、こんなふうに思うもんですから、ここで出た中ではやっぱり基本的な問題だろうというふうに思いますので、余計なことですが、一言申し上げておきます。
- ○榎本政規委員長 今本城委員のほうから意見がありましたとおり、かなりの数になる

ものですから、一人ひとりが意見を述べ合えばすべて議会運営がまとまっていかないということで、恐らく会派制というのが出てきて、会派の意見を申し上げて議会運営をやっていく。議会運営委員会は、議会の運営ですけれども、それ以外のことは会派で取り組みをしていくというのが会派制の根本にあったのかなと思いますので、その辺本城委員から意見がありましたこと、各町村の議会の皆さん、会派とは何ぞやということ再度、もしわからなければうちの事務局のほうにまた問い合わせをいただければなと思います。

それでは、慶弔規程に関して2市町の議会のほうから意見が出されておりますので、この件についてだけ、もし皆さんからよろしければある一定の方向性を出していきたいというふうに思います。趣旨は同じなのかなと思います。鶴岡市議会も経費、財政的な問題で花輪についてはどうかというふうなこと、それから温海町議会さんのほうからは、全般的なことからいって慶弔規程を見直すというふうなことでありますが、これについて各市町村議会の皆さんからご意見あれば、これだけでもきちっとまとめていければなと思います。

まず一つは、鶴岡市議会から出ています花輪の件について、櫛引町議会の菅原委員、 どうでしょうか。

- **〇菅原 元委員** うちのほうでは、記載されたとおりですけれども、ただOB会との関係もあったりして、今即時花輪は要らないのではというふうにはなかなかいかないと思いますけれども、今後議会に持ち帰ってこのことについては話し合ってみたいなというふうに思っております。
- ○榎本政規委員長 藤島の齋藤委員。
- **〇齋藤 久委員** 特別意見も出ません。
- 〇榎本政規委員長 羽黒の山口委員。
- ○山口 猛委員 慶弔規程に対しては、1の死亡弔慰のアのほうは、私のほうは現職の場合は生花1基と香典が1万円です。最後の前のページに慶弔関係資料ということで、議会関係の、どこの町村もそうだと思いますが、全国の町村議長会互助会のほうに入っていて、これも言えば本人が掛けているわけですので、それを適用できるわけですので、香典は、鶴岡市の場合はこの100万円の互助会はあるのかないのか、ないと思いますが、そういう関係もあって高いのかなと思いますけど、町村の場合は今までは全国の100万円もありますので、香典は1万円と生花一つと、こういうことで来たわけですが、互助会に入る入らないもこれから検討されると思いますので。以上です。
- ○榎本政規委員長 共済会が市議会の場合ないものですから、現職であっても100万というのは全くありませんので、あくまでも市になれば今度は共済会からは外れますので、その件については新市発足以降はないと、現職でお亡くなりになられても新し

い市の慶弔規程の運用しかないというふうになります。ただ、先ほど言ったとおり250人のOBの議員に対して慶弔関係をどうするのか、あるいは今ちょっと菅原委員からありましたOB会についての問題もありますけれども、私のほうはOB会は事務局はやっていますけど、あとOB会は単独運営ですので、OB会からも例えばOBの方が亡くなられても何の慶弔はないということで、個々対応になっておりますので。ただ、今言われたとおり、ちょっと慶弔規程についてもきょう出てきた関係ですので、花輪については持ち帰りたいということであれば、これはいたし方がないのかなと。意見の一致を見なければ無理やり決めていくことではありませんので、じゃ持ち帰っていただくということで。

ほかに皆さんからご意見ありませんか。 温海の佐藤委員。

- ○佐藤甚一郎委員 私前回も会派のことについてお聞きをしたんでありますが、鶴岡市の本城委員さんのほうから会派のことについてお話がありました。調整内容そのもの自体が鶴岡市を例にすると、こういうことでありますから、鶴岡市の例というものを私どもは把握しなければならない、そういう状況だと思います。本城さんもそういう意見だったと思います。その辺について鶴岡市議会でどのような検討結果をされていますか。
- **○榎本政規委員長** 議会・監査分科会長、申し合わせ事項、会派についての説明をお願いします。
- 〇山口 朗議会・監査分科会長 それでは、会派の現在の申し合わせ事項の内容を...。
- ○**榎本政規委員長** 現在と鶴岡市議会代表者会議でまとまった案と両方。
- 〇山口 朗議会・監査分科会長 現在は、前回もご説明しておりますが、はっきりした 規定という形になっておりませんで、議会運営委員会についてという規定の中で、委員は3人以上の会派からおおむね3人に1人の割合をもって選出するという規定をもって、3人以上の所属議員がいるところを会派というふうにしております。ただ、表現が少しあいまいなものですから、前回のいろいろご意見も踏まえまして、代表者会議のほうで、これも持ち帰って検討して昨日、先ほど斎藤委員のほうから報告ありましたとおり、基本的に原案どおり所属議員3人以上を会派とするという確認をしまして、会派の規定については、合併に合わせて申し合わせ事項を整備し、明文化すると。その明文化するということの原案でありますが、申し上げますけども、議会運営委員会、先ほど現在の規定も議会運営委員会の選出区分の規定に基づいているわけですけれども、同様に議会運営委員会委員選出等の権利を有する会派については、所属議員3人以上とする。現在鶴岡市では、2人会派につきましても準じた扱いをしておりますので、所属議員2人の場合についても会派に準じた扱いをするというような規定でどうかというようなことで、昨日の代表者会議で意見の一致を見たというところであります。

以上です。

- **○佐藤甚一郎委員** 明文化ということなんですが、多少書いたものがあれば、そういう ものはやっぱり各議会に出していただくとありがたいと思うんですが。
- ○榎本政規委員長 それじゃ、皆さんからよろしければ、これがひとり歩きするわけではないんですけれども、昨日鶴岡の代表者会議で、先ほど鶴岡市の斎藤委員から報告のあったとおり、7項目についてある一定の原案をまとめて今整理中でありますが、先ほどの藤島町の特別委員会もそうですけれども、もしよろしければ、その原案の原案になりますか、鶴岡市議会案ということで改めて皆さんに、4月28日配付した以降の検討事項も踏まえたものを送付したほうがよろしいでしょうか。鶴岡市議会として取りまとめした事項について、各町村議会で検討する資料としてということであれば、事務局、どうですか。じゃ、事務局のほうで資料を作って、後日配付させていただきます。002から慶弔規程まで7項目について、これはあくまでも鶴岡市議会の代表者だけで決めた原案の原案となりますけれども、じゃそういうものを提出させていただきます。うちの斎藤委員が報告したとおりのことを項目ごとに記載した資料になるかと思いますけれども。

本間委員。

- ○本間義弥委員 温海で6日の日に特別委員会の開催を予定しておりますので、それに間に合うようにファクスでいただければありがたいんですが。
- ○榎本政規委員長 分科会長。
- 〇山口 朗議会・監査分科会長 それでは、早速送付させていただきます。
- **〇榎本政規委員長** 総括質問なんかは、会派が決まって、なおかつ会派の数が決まらな いと今度は時間設定できませんので、正式には新しい議会ということになると思いま す。

それから、鶴岡のほうから申し入れがありました 0 1 4 と 0 1 6 の議員報酬並びに 政務調査費については、自分らのことを自分らで決めるということは非常に悩ましい ところがあるんですけれども、なおかつ合併協議会の運営小委員会の委員である私と 温海の佐藤議長さんに意見を述べてくださいというような申し入れでありますが、これについては、各町村議会でどのように検討されているかわかりませんけれども、どこも言いにくいと思いますので、本小委員会の副委員長の藤島町議長さんの齋藤久さんと、運営小委員会の委員である温海町の佐藤議長さんと私とで、しかるべき時期に 検討して、運営小委員会の場でそういう意見を述べる機会がありましたら、皆さんの意見を勘案しながら意見を述べていきたいと思いますけれども、ご一任願えますでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

- ○榎本政規委員長 7項目あるいはその他議会運営についてご意見等ある委員の方がおられれば、この際ですので、意見をいただきたいと思いますが。 齋藤委員。
- **〇齋藤 久委員** 藤島町議会では、行政の附属機関の委員にできるだけ議員は入らないようにしておりますけれども、市議会の場合はそういう審議会に議員はどのようにかかわりを持っているのか、委員会名など知らせてほしいと思います。

また、10月に行われるであろう設置選挙は、定数特例を採用したわけですけれども、選挙区を設けて旧市町村から議員が決められた定数当選されるわけですが、まだはっきりしていない一部事務組合の議会の中で議員構成を新議員がどのようにかかわっていくのか、新しい議会が決定することには異議ございませんけれども、申し送りとしてこの検討小委員会が何か申し送らなくてもいいのか検討願いたいと思います。

- ○榎本政規委員長 前段について、分科会長。
- 〇山口 朗議会・監査分科会長 それでは、2点のうちの1点目ですが、審議会への議員の皆さん方の就任状況、これは相当ありまして、ここに全部はございませんけれども、例えば市の関係では表彰審査委員会、個人情報保護運営審議会、都市計画審議会、総合計画審議会、国保運営協議会、環境審議会等、そういったものがあります。それ以外にもいろいろございまして、充て職でありますので、それらは後ほどお送りしたいと思います。よろしくお願いします。
- ○榎本政規委員長 鶴岡市議会でも本城委員が議長のときに、各種審議会への議員の選出は、極力条例上、あるいは法令上選出義務のあるもの以外はという検討はしておりますので、それは新しい議会にも鶴岡市議会からとして申し送りはしていきたいと思っています。

それから、もう一つ、後段の一部事務組合等については、実は先般の合併協議会の運営小委員会の場で、各市町村長さんのほうから一部事務組合の議員の選出についてという申し入れをされました。各議員の構成については、今回の6月定例会、あるいは臨時会等において、議員の定数については皆さんご存じのとおりだと思います。衛生処理組合と消防事務組合は新鶴岡で12名、三川町が1名、月山水道企業団は三川町が3名、新鶴岡が4名、それから広域行政組合については新鶴岡が11名、11名というのは旧の鶴岡の6名プラス5町村の1名ずつの11名ということで、広域行政組合に関しては議員定数は変わらないというふうな話であります。その関係から、佐藤議長さんもおられたんですけれども、町長さんのほうから、できるだけ旧構成町村から選出された議員を一部事務組合の議員として選出していただきたいという申し入れは受けました。ただ、その席上私申し上げたんですけども、会派制を採る関係から、必ずその申し入れに対してこたえることはできかねる場合もございますということを申し上げております。先ほど本城委員が申し上げたとおり、会派制を採って、会派の数に応じて一部事務組合の議員あるいは委員の割り当てが決まります関係上、そのこ

とを前提にした形の議員選出あるいは委員の派遣というのはできないというふうになっておりますから、例えば38人中30名以上が一つの会派であるとなれば、選出する12名中11名が一つの会派となれば、それは問答無用で出られるような形になるんでしょうけども、どういう議会構成になるか、会派構成になるかわからない段階で、そのことを申し送りはしますけれども、それを確約することは新しい議会に対してできないというふうなことを申し上げまして、首長さんのほうからは、そういうことがあるのであればそれはしようがないでしょうと。ただ、最大限の努力をお願いしたいという申し入れは受けておりますので、この検討小委員会で申し送りをすればいいのか、鶴岡市議会として新しい議会に対して申し送りをすればいいのか、ちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。

齋藤委員。

- ○齋藤 久委員 今後段で委員長から説明していただいた、そのところが市議会の運営と町議会のやり方のちょっとした違いで、よく理解できないところですけれども、一部事務組合今まで首長が議員としてそこにいたわけですけれども、今度管理者が市長、副管理者が多分助役になると思いますので、地域のいろんな特性などを把握している、設置選挙ではそれぞれの町村からも議員が選出されてきますので、できれば尊重して送っていただければと。何らかの表現として、協議会あたりに申し送りをしていただければと私個人は思っていますけども、よろしくお願いします。
- ○榎本政規委員長 十分私自身もそう思っていますが、これを私を含めて誰がどういうふうな形で議員として選挙で当選してくるかわからない状況で、申し入れだけはさせていただきますが、すべてについては新しい議会で決定していただくというしかないのかなと。ここに朝日村さんいますけれども、例えば一部事務組合にはすべて選挙区から出るということになりますと、朝日村さんはすべてに入るようになるというような形からいくと、そういうことも考えるとポストのバランスの関係が出てくるものですから、その辺は会派という難しさがあるので、私が確約して、はい、わかりましたと言うわけにもいきませんので、申し入れだけは皆さんの総意であれば上げていきたいと思います。なお、首長さんの皆さんからもそういう申し入れがあったということは申し入れていきたいと思います。これについては、最後に私から申し上げようかなと。各町村議会の皆さんにもそのことを理解していただかないと、後で当選してきたとき、首長からそういう話で聞いてきたから、私はここに行かなければならないんだと言われても、希望に沿いかねる場合があるということだけご了解いただきたい。その旨は各町村議会にも説明をいただきたいと思っておりましたので、申し上げておきたいと思います。

ほかに。

事務局のほうからありませんか。

○榎本政規委員長 それでは、皆さんからのご意見もないようですので、4月の28日の議会分科会で提案されたことについては、一定のご了解をいただけたのかなと思いますが、なおその後鶴岡市議会である一定の原案の原案みたいなのもできております。

ので、それを各議会に速やかに送付して、しかるべき時期に速やかに検討いただいて、 なお修正があれば、改めてこの議会議員定数等検討小委員会で検討する事項でない場合は、副委員長さんなりと相談させていただいて、事務局案をつくってまいりたいな と思います。なお、6月定例会に各議会とも特別委員会で検討する場が設けてありま すでしょうか。なければ速やかに送付しますので、何らかの機会をとらえて特別委員 会を開催してご検討いただければと思います。

それでは、前回確認しましたとおり、事務事業調整項目のうち重要項目以外の事務 レベルで調整可能なものについては、条例、規則と合わせて新鶴岡市議会へ申し送る 原案として、その検討作業を議会分科会に一任をしておりますので、ご了解願いたい と思います。議会分科会のほうからは、できるだけ早目に検討いただきまして、本小 委員会の最終回と思っておりますが、次回のこの会議の開催時に本日検討いただいた 重要事務事業 7 項目も含めて、最終案を報告していただき、一括承認としたいと思い ますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○榎本政規委員長 それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

送付しました鶴岡市の案につきましては、速やかにご検討いただいて、疑義のある場合は、鶴岡市議会の事務局のほうにご報告をいただいて、正副委員長で検討させていただくことをご了解をお願いしたいと思います。

(2)その他

○榎本政規委員長 その他委員の皆さん、何かございますでしょうか。

事務局の方では。次回の開催については、何かございますか。

じゃ、次回は合併協議会のほうも組織機構とかいろんな問題がまだ積み残されているものがあるということでありますので、その辺との絡み合いを見ながら、私どもだけ早目に決定してもあれなもんですから、南庄内合併協議会の日程に合わせまして、最終原案の報告、承認を受けるという形にさせてもらいます。各町村議会の事務局と合併事務局との打ち合わせの上、次回の期日については提案をさせていただきますので、ご了解願いたいと思います。

4 閉 会(午前10時50分)

○榎本政規委員長 それでは、ほかに何もないようですので、以上で南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会を閉会します。ご苦労様でした。